

## Ⅱ．教育をめぐる情勢

### 全国の教育をめぐる情勢

#### 1. 「人材」育成目指す「教育再生」

##### (1) 「新自由主義」と「新保守主義」の下での教育

憲法に基づく民主的な教育から国家主義的教育を目指す「教育再生」は、「効率」「利益」を優先する「新自由主義」と、保守的・道徳的価値観を重視する「新保守主義」のもとで押し進められています。安倍「教育再生」は菅政権下においても引き継がれ、教育再生実行会議が方向性を示し、文科省と中教審はそれを後追いして具体化を図っています。教育施策の軸足は、経産省を中心としたものになり、その流れは教育現場の意向を考慮せずに短期間に強引に導入されていることに対して、批判を強め慎重な対応をする必要があります。

具体的には、国家戦略の Society5.0（「第5期科学技術基本計画」2016年）に向けた教育改革の実現のために、経産省は「『未来の教室』と EdTech 研究会」（2018年1月）を設立し、2018年以降「未来の教室」実証事業を始めました。

首相の私的諮問機関の教育再生実行会議は「第11次提言」（2019年5月）で、「技術開発における研究開発や専門人材の育成・確保の面で大きく立ち遅れており、教育を通じて必要な資質・能力を育成していくことが大切」と問題意識を示しました。さらに同提言で、STEAM教育、3つのポリシー、「普通科」への類型導入を提起しました。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2020」（骨太方針、2020年7月）で、「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現下の経済財政状況」を分析して、感染症拡大の甚大な影響により極めて厳しい状況にあり「人・イノベーションへの投資の強化」や「社会変革の推進力となる人材の育成」を推進するとしています。この「人への投資」は経済界の利潤追求や企業奉仕が可能な人材育成のための投資です。

経団連は教育におけるデジタル化活用を進めるために、「Society 5.0時代の学びⅡ～EdTechを通じた自律的な学びへ～」（2021年3月）を出しました。現状について、「教育分野のデジタル化の遅れが顕在化しており、Society 5.0時代を迎える今、変革が求められている」とし

「EdTech（教育×テクノロジー）による学びのデジタルトランスフォーメーション（DX）が必要」だと提言しています。

##### (2) 日本学術会議候補者任命拒否

「日本学術会議」が推薦した新会員候補のうち、法律学者6名の任命を2020年9月、内閣総理大臣が拒否をしました。「日本学術会議」は政府から独立した立場で、科学、行政、産業、国民生活に反映させることを目的に活動し、政府に政策提言してきました。日本学術会議は、「その使命達成のためには、時々の政治的便宜のための制肘を受けることのないよう、高度の自主性が与えられている」と吉田茂首相（当時、1949年の日本学術会議発会式祝辞）が述べているように独立性が確認されています。任命を拒否された新会員候補は、共謀罪や安全保制、沖縄県新基地

建設などに対して批判し学術的な観点から提言をしてきました。政権の政策に否定的な立場を持つ者であること、政府に対し異論を認めないことが任命を拒否した理由であるならば、憲法 23 条の「学問の自由」に対する不当な政治介入であり、学問の独立性を侵すことになり断じて許すことはできません。

任命拒否は 6 名の問題だけでなく、日本学術会議存在意義の否定にかかわる問題であり、日本の学術によって恩恵を受ける全国民の問題でもあります。学術会議の推薦は厳正な集团的検討の結果であり、推薦理由もつけて提出されたものです。政府は「人事に関する事柄」だとして任命拒否についての経緯や理由を示していませんが、重大な問題であり今回の決定について国民に説明する責任があります。

1983 年日本学術会議法改定の審議の際に、政府は「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」(7 条)について、「学会の方から推薦をしていただいた者は拒否はしない」と答弁し、この方針が変わったり政府が干渉したり中傷することはないと説明しています。このことから首相に任命権はあっても任命拒否権はないと言えます。さらに任命拒否は憲法、日本学術会議法にも反した違憲、違法な行為です。引き続き問題を批判検討し撤回の要請を求めます。

## 2. 改訂学習指導要領と道德教育

### (1) 改訂学習指導要領と問題点

改訂学習指導要領は、学力の 3 要素などの「資質・能力」を育成するとしています。改訂の大きな特徴の一つは「育成すべき資質・能力」の規定です。人間形成が、能力概念を主軸に「ある方向性をつけられた」ものとなっています。これは従前の「人格の完成」のように「人間性の要素があらゆる方向に発展していく」ものとは全く異なったものです。

2007 年に学校教育法が「改正」され 30 条 2 項で「学力の 3 要素」が規定されました。3 要素とは①基礎的知識、技能の習得、②思考力、判断力、表現力の活用、③主体的に学習に取り組む態度です。学力が何であるのかは、学校現場の事実と実践さらに生徒の実態に基づいて自由に論議し、合意を得ながら、常に更新されていく性質のもので、本来は法定化にはなじまないものです。

学習指導要領は 2020 年度から小学校で、2021 年度から中学校で完全実施になっています。高校では 2022 年度から年次進行で導入され 2024 年度完全実施となり、現在、導入に向けて高校現場ではカリキュラム編成作業が行われています。

学習指導要領は本来「大綱的基準」として教育内容を定めたものですが、改訂学習指導要領は教科内容だけでなく教授方法や評価方法、カリキュラムマネジメント等を詳細に定めて、マニュアル化が進んでおり学校教育を縛るものと言えます。このため学校現場の裁量が制限され、創造的な教育を展開する上で支障となる可能性があります。

中教審答申でも、「学習指導要領の着実な実施」を謳っており、学校現場への押し付けが強まってくることになります。特に観点別評価によって「資質」「態度」など「主体性評価」の導入による問題点を明らかにし批判的に対応することが求められます。

改訂学習指導要領のねらいと問題点を明らかにし、押し付けを許さず、生徒や地域の実態から出発した自主的・民主的な教育課程づくりが大切です。日本国憲法の理念に基づく教育目標や、生徒の「人格の完成」「人格の全面発達」を目指し、学校現場で自律的、創造的な教育実践を進めることが重要です。

## （２）道徳の教科化

学習指導要領では道徳教育に関しては、道徳教育推進教師を「置く（任命する）こと」とし、校務分掌に位置づけるとしました。推進教師が教職員への管理体制を強化することにならないよう注視する必要があります。道徳教育の「全体計画」を県教委へ報告し、生徒・保護者に周知するとしました。各教科との関係を明確にするとして、教科の道徳主義化を推し進めようとしています。特に「公共」や「倫理」、特別活動を「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導場面として位置付ける」としていることには注視する必要があります。

2022年度から採用される教科書の検定結果が公表され（2021年3月）、「公共」12点が合格しました。「公共」に関しては、高校版「道徳科」だとする指摘があります。指導要領では、「公共」について、日本国憲法、基本的人権、国民主権や主権者教育という言葉がなく、代わりに時の政権の価値観や基本政策に沿った学習自校が列挙されています。自由・権利は責任・義務とセットで身につけるよう指導することが求められていて、憲法の三原則が後景に追いやられています。「公共」では、生徒の価値観や思考内容を、数値を用いて評価することになります。国民の権利より、愛国心など特定の価値観や規範意識を押し付ける国家主義的道徳ではなく、憲法の理念を実現するための「道徳性の教育」を進めることが必要です。

## （３）中教審答申「令和の日本型学校教育」

政府や財界の一連の教育再生の提言を受け、中教審は、答申『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』（2021年1月）を出しました。答申では、「Society5.0時代」の到来と先行き不透明な「予測困難な時代」において「新学習指導要領の着実な実施」と「ICTの活用」により資質・能力を育むとしています。

学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」の実現には、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の両者が必要であるとしましたが、個別な学びと協働の学びをどのように統合するのか明確ではありません。また、ICT活用の教育、スクール・ポリシー策定、STEAM教育、普通科改革、履修主義・修得主義導入など提起し、資質・能力論に基づく能力選別に基づく教育を提起しています。コロナ禍の下、「日本型学校教育は全人的な発達・成長を保障し、居場所セーフティネットの役割など福祉的役割を担っていることが再認識された」と述べていますが、基本的な提言内容はGIGAスクール構想とICT導入を中心にした、経産省、財界の提言をなぞるものであることは明かです。答申は全体として憲法理念とは異なり、企業や国家が求める特定の「資質・能力」を「個に応じて」押し付けるための制度への転換を狙ったものです。

政府の打ち出す教育政策は、競争主義的教育制度を強化し自己責任論も加わって、学校教育や子どもの育ちにおいて一層の矛盾を深めるものです。批判的分析を深め、全ての子どもの発達を保障する教育の実現を目指して運動を展開することが重要です。

## （４）ジェンダー平等の教育

差別をなくし、弱い立場にある人の尊厳を保障する国際規範は「女性差別撤廃条約」（1979）、「子どもの権利条約」（1989）、「移住労働者権利条約」（1990）、「少数者の権利宣言」（1992）、

「女性に対する暴力撤廃宣言」(1993)、「障害者権利宣言」(2006)、「先住民の権利宣言」(2007) などがあります。人権保障の発展が草の根の運動によって実現してきました。「第4回世界女性会議」(1995)の行動綱領で「ジェンダー平等」「ジェンダーの視点」が掲げられ、人権保障の流れの中で国際的にも大きな動きとなってきています。政治、教育、職業、家族関係などにおける、女性差別は「直接差別」だけでなく、一見中立に見えるが女性に不利に働く「間接差別」や、より弱い立場の女性に対する「複合差別」があることは長年訴えられてきたことです。また女性に対する暴力が「#MeToo」「#WithYou」など社会的な運動となって広がりを見せています。性暴力をなくし、性の多様化を認め合い誰もが尊厳をもって生きることができる社会や学校をつくるのが大切になっています。

長野県教文会議は2020年に「ジェンダー平等の教育」研究会を新設しました。設置に至るまでには、ジェンダー平等に関する問題は、社会や学校、さらには家庭における生徒と教職員自身に係る問題だという課題認識がありました。2020年度には総合研究会で「ジェンダー平等の教育」をテーマに研修会を開催しました。長年にわたって存在したにも関わらず、広く認識されるに至らなかった課題を、広く広範な教育関係者や生徒に呼びかけ議論を巻き起こし具体化と実践を行います。

### 3. 高大接続改革と民間企業の公教育への進出

#### (1) 高大接続改革

2021年「大学入学共通テスト」で実施予定だった、民間英語検定利用、国語・数学の記述式問題の導入延期が2019年12月に文科省から発表され受験生や学校は大きな混乱に巻き込まれました。延期発表後、2020年1月から2021年3月までの間、「大学入試のあり方に関する検討会議」が23回実施されてきました。検討会議は依然として共通テストにおける英語4技能試験、民間英語資格、検定試験について、また記述式問題の大学入試における必要性について審議がされてきました。

2021年4月2日の大学入試のあり方に関する検討会議では、記述式問題について「採点の正確性に課題が残る現実的ではない」といった意見が大半で、共通テストでの出題は見送り、各大学が個別試験で実施するよう促す方針でおおむね一致しました。2025年1月以降の大学入学共通テストでの記述式問題について、文科省は夏までに正式決定するとしています。

4月20日の大学入試に関する有識者会議の英語民間検定試験の活用に関する議論では、居住地域や経済状況によって受験できる回数などに格差が生じるといった課題が残ることから、「現状の共通テストでの出題を工夫し、間接的に2技能を試すのが現実的」「民間試験の利用は各大学の判断とすべきだ」「現時点での導入は困難」といった意見が出て、2021年度夏までに結論を出すとしています。

2021年大学入学共通テストが始まりましたが、英語試験については鳥飼玖美子さん(立教大学名誉教授)が指摘するように、「思考力を測ろうとするあまり、問題の質が劣化し、情報取得の反射神経を問うような出題になった」という指摘があります。国語に関しても『主体的・対話的で深い学び』とは全くかけ離れた発想によって貫かれている」との指摘がなされています。中部東海ブロック大学入試検討会などが詳細な分析を行い中部東海地区の大学と懇談をする予定です。

「共通テスト」において踏まえてなければならない観点は、試験の公正性、公平性の保障、検定料など経済的負担軽減、居住地域による格差解消、障害等がある受験生への合理的配慮、試験内容と高等学校学習指導要領との整合性などです。

## （２）「高校生のための学びの基礎診断」

「高校生のための学びの基礎診断」は2019年から導入されました。県教委の「中間報告まとめ」（2019年11月）によれば、実施校は全日制73校（92.4%）、定時制11校（55.0%）でした。県内生徒1学年の9割と、2学年8割の生徒がスタディーサポートまたは基礎学力診断テスト、定時制の1,2学年のほぼ半数が基礎学力診断テストを受検しました。両テストは㈱ベネッセコーポレーションのものであり、民間業者1社が大半を占めていることになります。「学びの基礎診断」の受験料による経済的な負担は大きなものになっています。高校版の「全国学テ」にならないように、県教委へ申入れをしましたが、2021年度の「事業改善シート（「探究的な学び」推進事業費）」（学びの改革支援課）には、「指標の状況及び目標値」として「基礎診断」等による測定ツールによる成果指標が示されています。「基礎学力にかかわる測定ツールにおいて全国の上位4分の1に入る本県生徒の割合」「全国の下位4分の1に入る本県生徒の割合」の「R3年度の目標値」が設定されています。全国データと長野県の高校2年生のデータ比較、学力経年比較（2019年と2020年）は、各高校の競争へと拍車をかけることになり、PDCAによる学習指導方法への教化が予想されます。データ管理や相対的比較が教育に及ぼす影響に対して批判的に分析します。「基礎診断」の成果の向上を求めることが授業の中心となることは避けなければなりません。点数偏重主義を避け、生徒の学力を保障するため、学校現場や生徒の実態から始まる教育活動、授業実践を展開する必要があります。

## （３） Society5.0 と教育の I C T 化

文科省は「Society5.0」の到来に向けて、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」（2019年6月）、「GIGAスクール構想」（2020年1月）などの施策を出し実施してきました。さらに中教審は、答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（2021年1月）を出し、「新学習指導要領の着実な実施」と「ICTの活用」で生徒の資質・能力を育むとしています。

「GIGAスクール構想」は2021年3月までに前倒しされ「一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備」を進めてきました。一人一台端末に関しては、購入に伴う私費負担が生じ、教育格差の拡大が懸念されます。

一方で、経産省の「『未来の教室』とEdTech研究会」は、第2次提言（2019年6月）で、「学びのSTEAM化」「学びの自立化・個別最適化」「新しい学習基盤づくり」を「令和の教育改革の3つの柱」と位置づけるとしました。「未来の教室」は、「同じ学年の子ども達が同じ教室に同時に集まり、標準的な授業時数を一律に履修することを前提として現在の制度を時代遅れだ」とするなど、学校の解体ともとれる主張を展開しています。

「個別最適な学び」が持つ課題は、クラスの集団の中に成立する学びの共同性が、優先的な課題とは意識されない状況が生み出され、学習成果は生徒の「自己責任化」することが危惧されることです。また教育内容の質の保障の視点が弱く、生徒と教職員の人間としての関わりが希薄化し、教育的な働きかけが脆弱なものとなって行くことも危惧されます。「最適」とはどういうこ

とか、誰にとっての「最適」なのか、「最適」を決めるのは誰なのかが問われています。

STEAM 学習プログラムの研究や AI 型ドリル教材の実証事業が民間企業と学校が連携するかたちで実施されていますが、教材を民間企業にアウトソーシングする事には慎重でなければなりません。教職員の専門的裁量・判断と創造性を維持しながら、教職員の主体的な授業づくりの力量を高める必要があります。

これらの教育政策は公教育を市場開放して、民間企業を参入させ、教育の民営化を構想するものです。民営化とは私物化にほかならず、公共性が失われ、グローバル人材育成の教育が画策されていると見ることができ、教育格差、経済格差へと進むことが予想されます。

学校における多忙化が常態化し、「スタンダード」やマニュアルが横行するもとの、教職員はゆとりと自由を奪われ、画一化した教育政策が押しつけられています。改訂学習指導要領や

「Society 5.0 に向けた人材育成」などは、国家のための人材育成を教育の役割と決めつけ、学校のあり方を変え、教職員の専門性を大きくつくりかえようとしています。こうした流れに抗して、今こそ、教育について、学校について、目の前の子どもについて率直に語り合うことが求められています。

## 4. 子どもの貧困と社会的要因

厚生労働省「2019 年国民生活基礎調査」によれば、2018 年の子どもの貧困率は 13.5% で 7 人に 1 人の子どもが貧困状態にあります。また、一人親世帯の貧困率は 48.1% で約半数が貧困状態にあります。日本の子ども（0 歳から 17 歳）の貧困率の高さでは、OECD の調査（2016 年）によると 42 ヶ国中 21 位です。

コロナ禍で子どもの貧困が顕在化しています。2019 年に貧困対策推進法の改正が行われました。「子どもの貧困の解消」は個人の問題であるとしていた旧法の理念から、「子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない」と社会構造に原因があるという考え方が述べられるようになりました。

コロナ禍で子育て世帯の所得への影響は悪化しており、もともと低所得の世帯ほど減収幅が大きく、より甚大な影響を受けているという調査結果があります。所得の減少幅と自粛ストレスによる家庭内の緊張の関係の調査でも相関関係がみられることがわかっています。経済面や福祉にかかわる問題が家庭に押し付けられ、解決されずに子どもの貧困が激化しているといえます。

子どもの貧困は低所得との関係、さらには所得などの不平等により子どもが通常享受できる経験ができない、不安定な親子関係で自尊心や意欲を持てなくなることも含んでいることを認識する必要があります。

日本政府は「国際人権 A 規約 13 条 2 項 (b)、(c)」の無償教育条項等の保留をしましたが、2012 年に国際人権規約を批准して留保撤回をしました。これにより規約の実施は締約国の義務となり、日本政府は 2018 年 5 月 31 日までに国連に無償教育の措置の状況を報告する必要が生じましたが、いまだに定期報告書は提出されていません。

## 5. 特別支援教育と通級指導の開始に向けた条件整備

特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、小中で 23 万 5487 人と 10 年前の 2.08 倍になっています。児童生徒数は減少傾向ですが、知的障がいの推移に変化は少なく、発達障がいを持つ児童・生徒数は増加しています。

長野県では「学びの改革」に合わせ、2021、3月「長野県特別支援学校整備基本方針（案）」が示されました。中長期ビジョンに基づく特別支援学校の整備、支援学校教員の専門性の強化、卒業後の自立につながるキャリア教育、支援学校のセンター的機能についての4つが主となるものです。高校教育にかかわるものとしては現在6校（更科農業高校、南安曇農業高校、上伊那農業高校、佐久平総合技術高校、須坂創成高校、富士見高校）に設置されている高等部分教室について分析と同時に、今後分教室がない地域への設置、高校と分教室教員の授業交換などによる相互学習・支援の充実を図ることが明記されています。高校における「通級による指導」は導入4年目となります。全教は通級による指導の実態に関する状況調査を実施しました。県単位における取組は様々で、地域性に合ったものを構築していく方向にあります。長野県においても実施校3校（箕輪進修高校、東御清翔高校、松本筑摩高校）における課題はさまざまで、共通である教育条件整備、コーディネーターの標準法による定数配置、通級指導担当教員の増員、の他、通級指導教室の確保、地域性による生徒の進路保障などの課題があります。教員の加配は特別支援学校の巡回指導教員につけられました。支援学校のセンター機能を発揮して、高校における特別支援教育との連携が求められます。

## 6. 研修制度と長野県教員育成協議会

「教育公務員特例法（教特法）等の一部を改正する法律」が、2017年4月1日に施行されました。改定教特法では、文科大臣が教員の資質向上に関する「指針」を定め、それに基づき任命権者と関係する大学とで構成する協議会で各県等の「指標」を作成、計画を策定する事となりました。文科大臣が指針を定め、それに基づき各自治体の任命権者等が指標を作成、研修を行うことで、これまでの法定研修と比べ教職員への統制が一層強まっています。

中教審教員養成部会は「これからの時代に応じた教師のあり方や教育環境の整備等」の一環として「質の高い教師を確保し、資質向上を図るための養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等のあり方」を審議しています。

研修の実態把握のため、2021年1月に初任者、分会代表者、キャリアアップⅡ、Ⅲ研修該当者にアンケートを実施しました。初任者研修については、分会代表者から「初任研による支障あり」31%（2019年、42%）、初任者本人から「支障あり」35%（同38%）、キャリアアップⅡ受講者から「校外研修日数を減らしてほしい」26%（同17%）、キャリアアップⅢ受講者から「免許更新で十分」50%（同17%）、「キャリアアップ研修も免許更新講習も意味がない」13%（同50%）の回答がありました。受講者への負担があり学校現場へも支障が出ていると言えます。

2019年度から初任研の校内研修日数が300時間以上から210時間以上に、校外研修日数が25日以上から22日に短縮されました。また2019年度、初任者全員を初任研対象としていましたが、2020年度から教諭として1年以上の勤務経験を有し、任命権者が認める者については、研修日数・時間数を軽減することとなりました。軽減の内容は、現在の校内研修210時間と校外研修22日間を、校内研修150時間と校外研修7日分を読み替えた校内研修42時間、合計192時間にしました。初任研の負担軽減の働きかけが実現したものです。

初任研アンケート（2021.2）の結果、授業持ち時間数が、県教委が提示する持ち授業時数が目安時数を超える初任者は45%（2020年、40%）、指導教員100%（同96%）、教科指導員が83%

（同81%）いることが分かりました。2021年3月に初任研に関わる教職員の負担が大きくなっており、初任研加配措置の改善を進めるよう県教委に申し入れをしました。今後も引き続き負担軽

減のためのアンケート調査や研修内容について改善を求めています。

## 長野県教育をめぐる情勢

### 1. 新しい学びの「指標」に関する取り組み

「新しい『学びの指標』(案)」(以下「指標」(案))が2020年7月に教育委員会定例会で提起されました。高教組は「指標」(案)が、①理念と評価方法の乖離がある、②生徒の内面を評価することの危険性、③「指標」実施は現場の多忙化に拍車をかける、④拙速な「指標」策定スケジュールであると問題点を指摘し撤回するように2回申し入れを行い各分会での討議を呼びかけました。記者会見、県校長会長懇談や3回にわたる県教委との懇談、県教委交渉での撤回要求、分会緊急アンケートなどを実施しました。アンケート結果(71校回答)では、9割以上の学校の職員会議で議論がなく、12月中に実施するとしていた理念共有がなされていないことが明らかになりました。2021年4月から実施することに対しては、8割の学校が、校務の多忙化により導入は物理的に困難との回答でした。この結果をもとに県教育委員への手紙での要請を実施しました。高教組新聞では組織内外の教育関係者や保護者の声を紹介する連載を組み、広く「指標」(案)の問題を訴えました。また各職場では、討議資料による議論の呼び掛けに応え、職場会での討議や、支部学習会が設定されました。また他組織(長水教育大運動、新婦人長野支部)の学習会で交流をしました。

県教委は12月に教育委員会定例会で「指標」を決定し、7月提案とは異なり、「指標」全県統一項目3問のみを2021年度から開始、学校独自項目は2022年度から実施することにしました。

「指標」の基本的な性格と導入時期に変更はなく、「指標」が生徒の自己肯定感を涵養するどころか負の影響が懸念されます。「指標」の質問への回答方法は記名式で生徒個人が特定でき、通知表等への記載ができるとされています。内面評価の視点がなくなったわけではありませんし、実施される「全県共通質問」に「どのように生きて行きたいか考えている」「自分には良いところがあると思う」があり、一定の価値観を持たなければならないこと、自らを既存の価値観に合わせることへ強迫的に追い込むものです。生徒は高評価を得るための回答へと誘導されることが予測されます。この例示について、信濃毎日新聞(2021年3月3日)の報道で、「胸に釘を打ち込まれるような痛みを感じる」「自己肯定感を問われるのはきつい」と生徒の言葉を紹介しているように、「指標」が教育的働きをなさないものであると言えます。

2021年度は全県共通質問への回答結果を識者が分析した後、県教育振興基本計画等に掲載し「教育活動や指導の改善・充実に向けた検証に活用」するとしていますが、妥当性や信頼性には疑義が残ります。引き続き新しい学びの「指標」を批判的に分析し、本来の生徒の育成や学びの在り方を研究します。

### 2. 観点別評価制度

新学習指導要領の実施にともない、観点別評価制度が2022年度から高校現場へ導入されます。この「学習評価」では、「知識・技能」(職業に関する教科については「知識・技術」)「思考

力・判断力・表現力」「主体的に学びに向かう態度」の観点別学習状況を A、B、C の 3 段階で評価するとしています。

1999 年（H. 11 年）の学習指導要領改訂に伴い「観点別学習状況の評価」を行うこととしていましたが、指導要録に観点別学習状況を記録している高校は全国で 13.3%（2017 年）だと文科省調査で報告されています。

県教委は評価の導入のために研修会等の施策を具体化しています。第 1 回学習評価研修会が 4 月に各校代表者対象にオンライン開催され、7 月中旬に第 2 回が、9 月下旬に第 3 回が行われます。9 月教育課程研究協議会が全県 4 地区で開催され、観点別評価について研究協議がなされる予定です。

7 月から 9 月に授業内容について、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」の観点に該当するかを照合と整理をし、10 月から 12 月にかけて「総合的な探究の時間の記録」の観点を決定し、観点別評価方法の検討・試行を実施します。2022 年 1 月から 3 月に決定をし、2022 年度から全県で実施するとしています。

評価内容が複雑になり現場の負担過重が心配されます。また「主体的に学習に取り組む態度」（「学ぼうとしているかどうか」という意思的な側面）の評価にあたっての「信頼性」「妥当性」などが問題になります。評価結果を指導要録に記載し、進路等の資料として使用されることを考慮すると評価の客観性や公正性などが担保されなければなりません。「観点別学習状況の評価や評定」で示しきれない「感性や思いやり」など「個人内評価」についても、「新しい学びの『指標』」に通ずるものであり批判検討が必要です。教文会議では各研究会で観点別評価について批判的研究と討議を行います。

### 3. 研修制度と長野県教員育成協議会

「長野県教員育成指標（指標）」が 2019 年度から施行されました。教員のキャリアステージを「養成期」「基礎形成期」「伸長期」「充実期」、「次世代育成期・管理職期」とし、キャリアアップ研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの各ステージで育成するスキル内容を提示しました。「指標」では「現代的な諸課題への対応」として「ICT 活用」「インクルーシブな教育」「PBL（Project-Based Learning「プロジェクト型学習」）」を設定しています。

研修内容が細かく設定され硬直化することは、教職員の主体性や創造性が失われることになります。また「養成期」を設定し大学等での教員養成の段階で身に付ける内容を明記したことは教育行政が大学の教育内容に介入することになり問題です。県教委は授業力に関わるスキル養成のために信州型ユニバーサルデザイン 2.0 を制作しましたが、資質・能力論を基盤とした指導方法はスタンダード化を進めるもので教育の硬直化につながります。現場の生徒の実態に基づく創造的な教育が重要です。

2020 年度長野県教員育成協議会（2020 年 11 月）で「長野県教員研修計画策定のポリシー」（以下「ポリシー」）が提起されました。これは文科省の「教職員研修に関する主な提言について」（2020 年）で教職員研修の充実に努めることが通知されたことによります。

県教委はキャリアアップ研修Ⅰ（5 年経験者研修）のセルフチェックデータから、ICT 活用に係る教師の自己評価が低い傾向にあると分析しています。

現状の課題を改善するために「ポリシー」では、現在、初任者研修夏期宿泊研修で「ICT を活用した授業づくり」を実施していますが、2021 年度から ICT 指導活用力研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを初任者研修、2 年次研修、キャリアアップ研修Ⅰで実施すると変更しました。この研修では大学等との

連携で、信州大学から教員を招聘、また集合型とオンライン研修などベストミックスによる効果的な研修の実施をしておりますが、ICT 活用の教育の強制は教育内容の画一化や指導方法への圧力となり教育の硬直化へとつながる危険性があります。

県教委は教員育成協議会で、キャリアアップ研修Ⅱの実施時期の弾力化の提起も行いました。10 年経験者研修と免許状更新講習の時期等が重複することで生じる負担を、相互認定の促進で軽減しております。また「教育公務員特例法及び施行令」の改正に伴い、現在、県教委は研修対象となっている在職期間 10 年目の教諭等の研修受講の時期の弾力化を検討しています。官制研修は現場の実態を考慮し、画一的に強制されることがないようにする必要があります。また官制研修により学校業務において負担増となることは、学校運営や生徒への支障が生じることになるので軽減が図られるべきです。

## 4. 長野県の「高校改革」―高校再編と学びの改革の一体化

長野県の中学卒業生の数は 1990 年の約 3 万 5 千人をピークに減少を続け、2021 年の中学卒業生数は約 1 万 9 千人弱、さらに 1 歳児が中学を卒業する 2034 年には 1 万 4 千人を切ることが統計で明らかになっています。この減少を受け、長野県では 2000 年代前半から「第 1 期高校再編」が行われ、当時 89 校あった県立高校は現在の 79 校となりました。

さらに進行する少子化に対応するため、県教委は 2016 年 10 月に「再編」と「学び」を一体的に改革するとして、「学びの改革 フロントランナー改革 基本構想（案）」を発表。その後、知事が主催する「総合教育会議」での審議や知事部局の「5 ヶ年計画」とのすり合わせの中で、新たな内容が矢継ぎ早に示され、2018 年 9 月に「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」が決定されました。

2019 年末までに旧通学区単位で「高校の将来像を考える地域の協議会」（旧 11 通学区は「懇話会」）が設置され、2020 年 1 月までに「意見・提言書」が提出された岳北、佐久、上伊那、下伊那を対象に「再編整備計画」（1 次分）が公表されました。これらの地域では「住民説明会」が開催され、2020 年 9 月に決定、新校について検討する「懇話会」が継続中です。2020 年内に「意見・提言書」が提出された中野・須坂、上田、木曾の再編整備計画と上伊那の「総合学科高」「総合技術高」の具体的校名が、2021 年 3 月に「2 次分」として案が公表されました。そのほかの地域は定時制再編も含め、2022 年 3 月に「全県案」として再編整備計画が公表されます。

協議会での「意見・提言書」作成の過程や、案を示した後の「住民説明会」において、県教委は「聞くことは聞くが取り入れない」姿勢が目立ち、県が 2018 年に「実施方針」で示した「再編の方向性」にそった計画づくりがすすめられています。地域や生徒、教職員の意見を聞き、教育的視点からの課題の把握をすすめることが必要になっています。

## 5. 高校入試制度

### 1) 導入時期の延期と「再検討」

2019 年 9 月に示した「高校入学者選抜制度（第 2 次案）」に対して、住民説明会で「複雑すぎる」「周知されていない」などの意見が相次いだことを受けて、県教委は 2020 年 1 月定例会で「高校入学者選抜制度」の「今後の対応について」を提案し、決定しました。

提案は、①「導入時期」について 2022 年度選抜を、2024 年度選抜へと延期する、②「制度の

具体的内容の提示の必要性」、「不登校生徒への配慮内容」、「学校現場における負担軽減方法」を検討する、③「制度の内容に大きな影響を与える調査書のあり方については、中高の現場からも意見」を聞く場を設ける、④2020年9月をめどに「新たな選抜制度」の内容を公表し、説明会を実施したうえで、2021年2月頃に決定するというのが骨子です。

しかし、コロナ禍で現場の教職員の意見を聞く場の開催も困難となり、コロナ感染症の収束も見通せない中、県教委は6月定例会で「1学期終了を待って制度導入のスケジュールを再構築する」ことを決め、さらに、9月定例会で「導入時期をさらに1年延期」して2025年選抜からとすることを決定しました。

## 2) 「高校入試改革フォーラム」県下2会場で

2025年度入試への延期に当たって、県教委は2021年3月には検討の内容と制度案の方向を示したいとしていましたが、その後、まったく検討の状況は明らかにされませんでした。

このような状況の中、新入試制度の問題を保護者とともに考える「長野県教育を考える会」（高教組、県教組、研究者などで構成）主催のフォーラムが、12月に東北信対象に、2021年1月に中南信対象にオンラインも併用して開催されました。

東北信対象のフォーラムでは、県内の小中高の教員、保護者らが参加し、パネリストとして参加した保護者、不登校の親の会、中学・高校教員の意見をもとに、意見交流をしました。「保護者に制度の内容がまったく伝わっていない。良い悪いの判断もつかないまま変えられようとしている」、「根本から設計し直せという主張が出来ないのか」などの意見が出され、集会は現場の教職員を交えた協議の場や、児童・生徒の意見を反映させて「新制度案」を練り直すことを求める集会アピールを採択しました。

## 3) 2021年3月定例会で示された見直しの「方向性」

2021年3月25日の定例会で、県教委は「この1年コロナ禍を経験する中で、どのような状況でも確実に実施できる入試方法をめざす」として、「2次案」を再検討し、9月に「3次案」を示すことを決定しました。その後、県民への説明会を開き、2022年3月に成案にしたいとしています。実施年度(2025年入試)については変更していません。

内容では、前期選抜に学力検査を課すという部分は変更せず、後期選抜における「その他の検査」（面接など）と、調査書のあり方などを再検討の対象としました。コロナ禍の経験から、後期選抜の「その他の検査」で、面接、プレゼンテーション、実技試験などを加えた複雑な試験項目を計画した場合、中止や延期、変更などによる混乱が懸念されとの考えによるものです。しかし「学力の3要素」をはかるという原則は変更していないため、仮に「その他の検査」の面接等が縮小された場合の「調査書」の扱い方が焦点になってきます。新たな形式の「調査書」に記載される「観点別評価」や「調査書」に記載された「特別活動の記録」「総合的な学習の時間」などの記述が入試で利用された場合、公平・公正が保たれるのかは大きな論点になります。

## 6. 主権者教育と有権者教育

主権者教育と有権者教育の重要性は年々増していますが、支部教研、県教研等での実践報告数

は増えておらず、全県的にも大きな広がりとなっていないようです。しかしダイナミックな教育実践に取り組む教職員の存在に着目し、全国の優れた実践に学ぶことが重要になっています。生徒が意見表明でき、学校づくり・地域づくりにつながることが主権者教育の課題です。教科指導、生徒会や自主活動などあらゆる場面を通して、「政治教育・憲法教育（平和、人権、民主主義の教育）・自治体験（学校運営参加、地域づくり参加）」を進め、生徒の民主的人格形成と能力の育成を実現していくことを追求します。

## 7. 高校における特別支援教育・通級指導の条件整備

障害児学級に在籍する児童・生徒数は、小中で23万5487人と10年前の2.08倍になっています。県教委によると長野県内では2019年度中学校特別支援学級の卒業者792人の内、高等学校への進学者は593人（74.9%）特別支援学校高等部へは152人（19.2%）で高校進学率は全国2位です。

また、令和2年度には、自閉症・情緒障がい学級から高等学校への進学は89.1%となり伸び続けています。高校内における比率では公立高校に55.5%、私立高校への進学率は33.6%です。特に東信地区が公立高校への進学率が高く、中信地区は私立高校への進学率が高い傾向があります。

公私とも全日制への進学率は令和元年度で低くなり、私立高校通信制、公立定時制通信制課程に増加と推移しました。（令和2年3月特別支援教育課調査） 全ての高校において特別支援を必要とする生徒が在籍しています。

新学習指導要領では総則と各教科、科目の中に障がいに対する配慮が明記されました。発達の視点が加わったことは前進と言えますが、多様なニーズのある生徒の学習権を保障する観点から、教育課程、教育内容について教職員間で議論を深め、配慮、支援、指導、「評価」について認識の共有をはかる必要があります。

2018年度より通級指導が制度化され、高校における「通級による指導」は導入4年目となります。現在、通級指導は箕輪進修高校、東御清翔高校で実施されており、2020年度から松本筑摩高校午前部・午後部でも通級指導が開始されました。高校における特別支援教育、「通級による指導」では、その意義やインクルーシブ教育の重要性を教職員が共通理解して取り組むことが必要です。基礎的環境整備が伴わない限り、特別支援教育は形骸化し現場の負担感のみが増すことになります。全ての高校において課題解決に向けての取組みが重要になっています。